

電波監理審議会（第938回）議事要旨

1 日 時

平成21年1月21日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、小舘 香椎子、松崎 陽子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（20.11.12諮問第39号及び第40号）

デジタル特定ラジオマイクの導入及びアマチュア局に関する制度に係る規定の整備に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第452回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であるが、135kHz帯を使用するアマチュア局に関し、周波数測定装置の備付け義務を免除可能とする規定を整備することが適当である旨の意見を付して答申した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第1号）

平成21年1月21日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第518号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る短波放送受信者99名による異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議

した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成20年9月16日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

異議申立ての年月日は、平成20年11月15日であり、異議申立人は短波放送受信者99名となっている。

異議申立てに係る処分は、平成20年9月16日付けで官報告示された型式指定処分3件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は短波放送受信者として申し立てているが、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保をしている。また、代表者の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部については、不備部分について補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため、審査留保としている。

しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(諮問第1号)

本件は、諮問第2号と関連する事案であったため、諮問第2号と一括して総務省の説明があった。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第2号)

本件は、諮問第1号と関連する事案であったため、諮問第1号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第1号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第2号については、諮問第1号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、400MHz帯のラジオゾンデの高度化に伴い、関係規定の整備を行うものである。

ラジオゾンデとは、天然ゴム製の気球を地上から放ち、高度約30kmまでの気温、気圧等の気象データを観測し、電波によって地上の観測施設にデータを自動送信する装置である。地

上で放たれた気球は毎秒約6mの速さで上昇していくが、高度約30kmまでに達し、気圧が下がることによって膨張した気球が自然に破裂した時点で観測を終了する仕組みとなっている。

改正の背景としては、これまでは400MHz帯のラジオゾンデで使用することができる周波数が404.5MHzの1波に限られていたが、観測内容の多様化等の要望に応えるため、最大25波の使用を可能となる400MHz帯のラジオゾンデの高度化のための技術的条件について、平成20年3月から情報通信審議会において検討が行われ、同年12月に答申を得たものである。

本件に係る主な改正点は、周波数の許容偏差を2,500ppmから50ppmに、占有周波数帯幅の許容値を1MHzから60kHzに、最大空中線電力は1Wから200mWとするものである。

また、周波数割当計画の一部変更については、400MHz帯を利用するラジオゾンデの周波数を多チャンネル化することに伴い、これまで404.5MHzの1波のみがラジオゾンデに使用できる周波数として定められていたが、ラジオゾンデの高度化により使用周波数帯幅の狭帯域化が図られることから403.3MHzから405.7MHzまでの25波の周波数を割り当てるものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 周波数の許容偏差について、現行の2500ppmから50ppmにするとのことだが、これは技術開発が進んだことにより可能となったということか、との質問に対し、指摘のとおりであり、以前は電波を安定して発信することが難しかったが、技術開発が進み、安定した電波の発信が可能となったことから、許容偏差を小さくすることが可能となったものである、との回答があった。

(5) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について **(諮問第3号)**

本件は、諮問第4号と関連する事案であったため、諮問第4号と一括して総務省の説明があった。

(6) 周波数割当計画の一部変更案について **(諮問第4号)**

本件は、諮問第3号と関連する事案であったため、諮問第3号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第3号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第4号については、諮問第1号と一括して意見の聴取を行うことが

適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手続を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、新しい移動通信システムの導入に必要な技術的条件を定めるための規定整備を行うものである。

改正の背景として、携帯電話の高度化が第2世代、第3世代移動通信システムと進展しており、現在は3.5世代移動通信システムが多く利用されているが、2010年代の後半頃から第4世代移動通信システムが導入される見込みとなっている。その第4世代移動通信システムに限りなく近い技術として3.9世代移動通信システムを平成22年から導入することとなっている。

3.9世代移動通信システムとは、下り方向は100Mbps以上、上り方向は50Mbps以上の速度を実現するものであり、オールIPネットワークになることにより、伝送遅延が非常に少なくなるものである。

現在の3.5世代移動通信システムから3.9世代移動通信システムへの移行に関しては、3.5世代移動通信システムの高度化システムを経由して段階的に進めるか、直接3.9世代移動通信システムへ移行するかの2つの場合が考えられているところである。

3.9世代移動通信システム及び3.5世代移動通信システムの高度化システムの技術的条件については、平成20年12月に情報通信審議会から答申を得たものであるが、3.9世代移動通信システムについては、通信方式としてLTE及びUMBがあり、LTEは、多重化方式としてOFDMを導入し、占有周波数帯幅として20MHzを利用した場合には、最大伝送速度が300Mbpsとなるものである。UMBは、LTEとほぼ同様の規格だが、上り方向の多重化方式が異なっている。

3.5世代移動通信システムの高度化システムとしては、通信方式としてHSPA Evolution及びDC-HSDPAがあるが、これらは現在の3.5世代移動通信システムから変調方式を変更することにより1.5倍の高速化を実現し、更にアンテナの多重化等により、最大伝送速度43Mbpsとなるものである。

また、2GHz帯TDD移動通信システムについては、平成19年12月にアイピーモバイル株式会社の開設計画の認定を取り消したことを受け、新たな利用方策について情報通信審議会において検討が行われ、新たにモバイルWiMAX、IEEE802.20、次世代PHS、UMB-TDD及びLTE-TDDの5つの通信方式の技術的条件について、平成20年7月に答申を得た。

本件の改正の内容として、1点目の電波法施行規則の改正については、今回導入する3.9世代移動通信システムの2方式と2GHz帯TDD移動通信システムの5方式とを合わせた

7方式に係る陸上移動局を包括免許の対象とするため、規定の整備を行うものである。

2点目の無線設備規則の改正については、新たに導入する7方式それぞれの定義、技術的条件を規定し、3.5世代移動通信システムの高度化システムに関し、技術的条件に係る規定の一部を改正するものである。

3点目の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正については、新たに導入する7方式について、特定無線設備の対象とし、簡略化された免許手続を可能にするための規定の整備及びそのための審査項目を規定するものである。

周波数割当計画の一部変更は、1.5GHz帯における3.9世代移動通信システムの導入を円滑化するためのものである。現在、携帯無線通信用として使用している周波数帯の隣は、デジタルMCA陸上移動通信用に使用する周波数帯として規定しているが、1.5GHz帯に3.9世代移動通信システムの導入することとなったため、デジタルMCA陸上移動通信用で使用している周波数帯について携帯無線通信用とするものであるが、当該周波数帯を現在7万6,000局が使用していることから、移行を図るため使用期限を定めるものである。

平成22年に3.9世代移動通信システムの導入するため、東北、信越、北陸、四国及び沖縄に関しては平成22年3月まで、その他の地域に関しては平成26年3月までとそれぞれ使用期限を定め、その後は携帯無線通信用の周波数として35MHz幅の2つの周波数帯を割り当てるものである。

本件における変更点は、1.5GHz帯の周波数帯について、現行の25MHz幅の2つから35MHz幅の2つに拡張するとともに、現在の携帯無線通信用に割り当てられている周波数帯と同様に拡張した周波数帯においてもエントランス回線用として使用することを可能とする。あわせてデジタルMCA陸上移動通信用に割り当てている周波数帯に関し、使用期限を設けるものである。

また、2GHz帯TDD移動通信システムに新たな通信方式が追加されたことに伴い、規定の整備を行う。

イ 主な質疑応答

- ・ 現行から3.9世代移動通信システムへの移行に関しては、2つの場合が考えられるとのことだが、現時点において直接3.9世代移動通信システムへ移行することがどれほど見込まれているのか、との質問に対し、平成20年11月に開催した3.9世代移動通信システムへの参入を計画している事業者への公開ヒアリングにおいては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモやKDDI株式会社がそのような予定で検討しているとのことであった、との回答があった。

本件は、諮問第 6 号と関連する事案であったため、諮問第 6 号と一括して総務省の説明があった。

(8) 日本放送協会の放送法第 9 条第 2 項第 8 号の業務の認可について (諮問第 6 号)

本件は、諮問第 5 号と関連する事案であったため、諮問第 5 号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、株式会社日本国際放送（J I B）の独自放送の実施に伴う日本放送協会（NHK）の受託業務の認可に関するものである。

J I B は、放送法改正を経て設立された NHK の子会社である。

国際放送について、これまでは NHK が編集権を持ち、番組制作し、それを送信していたが、放送法改正により番組制作・送信業務の一部を J I B に委託することとなった。また、J I B が編集権を持ち、番組制作・送信を行う独自放送も行うこととし、NHK の国際放送と J I B による独自放送を組み合わせる形で構成される新たなテレビ国際放送を平成 21 年 2 月 2 日から開始する予定である。

J I B の独自放送を開始するにあたり、J I B は新会社であり、自力だけで実施することは困難であるため、一部の業務を NHK に委託することとし、その業務を受託する業務について、NHK から認可申請があったものである。

諮問第 5 号の業務は、J I B の独自番組を送出する業務を NHK が受託して行うものであり、放送法第 9 条第 3 項第 2 号に規定する NHK が本来業務を行うために保有する設備や技術等を活用して行う業務として認可申請があったものである。これについて、放送法に基づき NHK の本来業務の円滑な遂行に支障を来さないものであるか等を審査した結果、適当と認められることから、認可することについて諮問するものである。

諮問第 6 号の業務は、欧州において J I B の独自番組が放送されるようにするため、J I B の独自番組を NHK の国際放送と一体のものとして送信・放送する業務を、NHK が地域衛星事業者に委託するものであり、放送法第 9 条第 2 項第 8 号に規定する放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務として、認可申請があったものである。これについて、放送法に基づき審査した結果、適当と認められることから、認可することについて諮問するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 国際放送の番組について、インターネットとの連携はあるのか、また、その場合、NHK が行うよりも J I B が行うほうが自由度が高くなるのか、との質問について、インターネットによる番組提供も検討していると聞いているが、制度的に一般的な見方としては、確かに、J I B のほうが自由度は高いという側面はある、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)